

放送大学学園法案(閣法第二〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、放送大学学園法の全部を改正し、放送大学の設置主体について、従来の特許法人から学校法人への転換を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放送大学学園

1 目的

放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人(私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。)とすること。

2 業務

放送大学学園は、次に掲げる業務を行うものとする。

放送大学を設置し、これを運営すること。

放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。

及び に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 役員の欠格条項

国家公務員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）等、放送大学学園の役員となる
ことができない者を定めること。

4 補助金

国は、予算の範囲内において、放送大学学園の業務に要する経費について補助することができるもの
とすること。

5 事業計画等

放送大学学園は、事業計画、借入金及び重要な財産の譲渡等に関し、主務大臣の認可を受けなければ
ならないものとする。

放送大学学園は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届
け出なければならないものとする。

6 私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例

放送大学学園の職員に係る私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例を定めること。

二、雑則

1 解散等

放送大学学園の解散等につき所要の規定を定めるとともに、放送大学学園が解散した場合の残余財産の帰属について所要の規定を定めること。

2 主務大臣及び主務省令

主務大臣は文部科学大臣及び総務大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

3 教育基本法の準用

教育基本法第九条第二項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用するものとする。

三、附則

1 この法律は、附則の一部を除き、平成十五年十月一日から施行すること。

2 放送大学学園の設立に関し、所要の規定を定めること。

3 この法律の施行の際現に存する放送大学学園は、この法律の規定による放送大学学園の成立の時に
いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、国が承継する資産を除き、放
送大学学園が承継すること等、承継に関する所要の規定を設けること。

4 その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと。